

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

3-3-2 委託処理

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、県政令市より許可を得た収集運搬業者または処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。また、委託内容（産業廃棄物の種類など）が、許可証に記載されている内容に含まれていることを確認しなければなりません。
- (2) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、法定事項を記載した書面により契約しなければなりません。また、委託契約書に処理業者の許可証の写し（コピー）を添付して、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。
- (3) 産業廃棄物を搬出する際には、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付しなければなりません。

【 解 説 】

(1) 処理業者の許可内容の確認

① 処理業者の許可の種類

産業廃棄物処理業の許可の種類は以下のとおりです。

- ・産業廃棄物収集運搬業者（積替保管なし、積替保管あり）
- ・産業廃棄物処分業者（中間処理、最終処分、中間処理と最終処分を兼ねる）
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替保管なし、積替保管あり）
- ・特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理、最終処分、中間処理と最終処分を兼ねる）

（■資料2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧）

② 収集運搬業者についての主な確認事項

- ・運搬できる産業廃棄物の種類
- ・排出場所（作業所）ならびに搬出先（処理施設）の所在地の県政令市の許可
ただし、運搬途中に通過する県政令市の許可は不要となります。また、積替保管場を経由する場合はその積替保管場の所在地の県政令市の許可が必要となります。

③ 処分業者についての主な確認事項

- ・処分できる産業廃棄物の種類
- ・処分の方法及び処分施設的能力

(2) 処理業者の選定等における留意事項

平成22年の法改正に伴い、排出事業者が認識すべき事項は以下のとおりです。

① 収集運搬業の許可の合理化

都道府県内で政令市の区域を越えて運搬する場合は、その都道府県の許可で足りることになります。（ただし、積替保管のある場合は従来のとおりです。）

② 処理困難通知

産業廃棄物の適正な処理が困難となった処理業者は、この旨を排出事業者に通知しなければなりません。なお、処理業者からこの通知を受けた際に、処理が終了した旨のマニフェスト（B2票、D票、E票）の送付を受けていないときは、通知を受けた日から30日以内に「措置内容等報告書」を県政令市に提出しなければなりません。

（■資料4 措置内容等報告書）

③ 排出事業者による処理状況の確認の努力義務

排出事業者は、委託した産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理状況を現地確認または「優良認定業者」の公表情報により確認し、適正に処理されるよう必要な措置を講じることに努めなければなりません。（「優良認定業者」のインターネットによる公表情報については、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の「産廃情報ネット」の産廃処理業者検索システム「さんぱいくん」で、検索・閲覧できます。）

④ 優良産廃処理業者認定制度

「優良基準」に適合していると県政令市から認定された処理業者を「優良認定業者」とする制度が新たに定められています。なお、この処理業者については、処理業の許可の更新期間が通常の5年間から7年間に延長されています。

(3) 委託契約の締結

法定事項を記載した委託契約書を用いて契約し、処理業者の許可証の写し(コピー)を添付して、契約の終了の日から5年間保存しなければなりません。

①委託契約書の記載事項

主な法定記載事項は以下のとおりです。

- ・委託する産業廃棄物の種類・数量
- ・運搬を委託する場合は、運搬の最終目的地の所在地
- ・処分を委託する場合は、処分施設の所在地、処分方法、処分施設の処理能力
- ・処分のうち中間処理を委託する場合は、その中間処理後の産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分を行う施設の処理能力
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・処理業者の事業の範囲
- ・積替・保管施設経由の有無と施設所在地、保管できる廃棄物の種類(収集運搬の委託契約時)
- ・安定型産業廃棄物を委託する場合、積替・保管施設において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項(収集運搬で積替・保管施設を経由する場合の委託契約時)
- ・適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されている場合は、当該含有マークの表示に関する事項
 - 廃パーソナルコンピューター、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、(略)
- 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質(同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
 - ・その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
- ・前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- ・委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

* 委託契約書への記載事項の追加(省令改正、施行:令和8年1月1日)

- ・排出者がPRTR届出の対象事業者であり、かつ、化管法に基づき把握した対象物質が産業廃棄物に含まれる場合は、対象物質の名称、量または割合を記載
- ・建設業はPRTR届出の対象事業者に含まれていません。
- ・具体的な対応については、(社)全国産業資源循環連合会のホームページ等を参照

②委託契約書の様式

記載事項は定められていますが、様式の指定はありません。どのような様式を用いるかは処理業者と相談してください。主な契約書の様式例は以下のとおりです。

- ・建設廃棄物処理委託契約書（建設関係6団体）
- ・産業廃棄物処理委託契約書（(公社) 全国産業資源循環連合会）

建設廃棄物処理委託契約書

（建設関係6団体：(一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(一社) 日本建設業経営協会、(一社) 全国中小建設業協会、(一社) 東京建設業協会、建設廃棄物協同組合）



THE ASSOCIATED GENERAL CONTRACTORS OF TOKYO
一般社団法人東京建設業協会

建設廃棄物処理委託契約書



**契約書
記入例**

(平成30年12月作成)



**様式
ダウンロード**



Q&A

建設廃棄物の処理委託に関する質問は、Q&Aをご確認いただくか、現場管轄の行政機関(県や区市町村の環境局等)へ直接お尋ねください。
「印紙税額」に関しては、管轄の税務署へ直接お尋ねください。
何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

建設関係6団体
一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業経営協会
一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

年 月 日

複 建設廃棄物処理委託契約書 写

収入
印紙

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

		収 集 運 搬 用	処 分 用	収 集 運 搬 用 及 び 処 分 用
事業者 (甲)	住所			
	名称			
	代表者	(以下甲という)	(印)	(印)
収集運搬会社 (乙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下乙という)	(印)	(印)
	許可番号 (排出場所 積替・保管場所)	(積替・保管場所 処分場所)		
	(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)			
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他()) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他()) (特別管理産業廃棄物) 廃石棉等、その他 ()			
許可車両 () 台				
処分会社 (丙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下丙という)	(印)	(印)
	許可番号	(都道府県・政令市)		
許可区分	中間処理 最終処分			
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 () 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他()) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他()) (特別管理産業廃棄物) 廃石棉等、その他 ()			

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

(様式例) 建設廃棄物処理委託契約書 (建設関係6団体)

産業廃棄物処理委託契約書

((公社) 全国産業資源循環連合会



標準様式 1.

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

標準様式 2.

産業廃棄物処分委託契約書

標準様式 3.

産業廃棄物収集・運搬及び処分
委託契約書

標準様式 4.

産業廃棄物処理委託契約書

標準様式3

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

収 入
印 紙

排出事業者：_____ (以下「甲」という。)と、
 収集運搬及び処分業者：_____ (以下「乙」という。)は、
 甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の収集・運
 搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

(様式例) 産業廃棄物処理委託契約書 ((公社) 全国産業資源循環連合会)

*委託契約書への記載事項の追加 (省令改正、施行：令和8年1月1日)

- ・契約書への追記
- ・「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(WDSガイドライン)の差し替え
 詳細は(社)全国産業資源循環連合のホームページを参照
 (建設業はPRTR届出の対象事業者に含まれていません。)

(4) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを、(廃棄物の種類ごとに) 交付しなければなりません。また、交付時の控え (A票) および処理業者から返送された伝票 (B 2、D、E票) を5年間保存しなければなりません。

*石綿含有産業廃棄物と同様に、水銀使用製品産業廃棄物を委託処理する場合は、マニフェストの廃棄物の種類欄 (ガラスくず、金属くず等) に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨、また、その数量の記載することが義務づけられています。(施行：平成29年10月1日)

① マニフェストの様式

記載事項と様式が法令に定められています。また、これに沿った様式の複写伝票が業界団体等により発行されています。どのような伝票を用いるかは処理業者と相談してください。主な伝票は以下のとおりです。

- ・建設系廃棄物マニフェスト (建設六団体副産物対策協議会)
- ・産業廃棄物管理票 (マニフェスト) ((公社) 全国産業資源循環連合会)



取扱元 | 建設マニフェスト販売センター
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号
TEL 03-3523-1630 (代表)
FAX 03-3523-1639
ホームページ <http://www.mani.gr.jp>

発行元 | 建設六団体副産物対策協議会構成団体
(一社) 日本建設業連合会
(一社) 全国建設業協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 全国中小建設業協会

(出典：建設系廃棄物マニフェストのしくみ、建設マニフェスト販売センター)

https://mani.gr.jp/wp-content/uploads/2020/12/manifest_system_2018s.pdf



(出典：マニフェストシステムがよくわかる本、(公社) 全国産業資源循環連合会)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票						
交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名	
事業者 (排出者)	氏名又は名称		事業 (排出事業場) 名称	所在地 〒		
	住所 〒		電話番号	電話番号		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス (容器・包装) 破砕くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等			
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥				
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)					備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当備記載のとおり 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当備記載のとおり					
運搬受託者	氏名又は名称		事業 (処分事業場) 名称	所在地 〒		
	住所 〒		電話番号	電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積 又は 保管 名称	所在地 〒		
	住所 〒		電話番号	電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運 搬 終了年月日	年 月 日	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処 分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)					複製を禁じます (類似品にご注意ください)
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						
照 合 確 認 B 2 票 年 月 日 D 票 年 月 日 E 票 年 月 日						

(様式) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)
 (出典：(公社) 全国産業資源循環連合会)

②マニフェストの流れ

マニフェストの流れについての説明事例は以下のとおりです。

マニフェストの流れ (1) 収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合

注1) [A]~[E] は1次マニフェスト
 [A]~[E] は2次マニフェストを表す
注2) ()内は当該伝票の保存場所を示す

①A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)
 排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。

②A票
 収集運搬業者は、「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の氏名)のサイン又は押印、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A票を排出事業者に戻す。

③B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)
 収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに中間処理業者の担当者に渡す。

④B1、B2票
 中間処理業者は、廃棄物を受領した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社名)を記入の上受領担当者がサイン又は押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

⑤B2票
 収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存するとともに、運搬終了後10日以内にB2票を排出事業者に返送する。

⑥C2票 (処分終了時)
 中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄に処分終了日及び処分受託者(会社名)を記入の上処分担当者がサイン又は押印し、処分終了後10日以内にC2票を収集運搬業者に返送する。

⑦D票 (処分終了時)
 中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、10日以内にD票を排出事業者に返送する。
* 排出事業者がマニフェストを交付した日から90日以内であること (特別管理産業廃棄物については60日)

⑧E票 (最終処分終了確認時)
 中間処理業者は、排出事業者から受託した廃棄物について、最終処分(再生を含む)の委託先すべてから最終処分(再生を含む)が終了した報告を受けた際(2次マニフェスト*のD、E票の返送を受けた時)、C1、E票の「最終処分終了日」欄及び「最終処分を行った場所」欄に必要事項を記入する。また、最後の最終処分終了の報告を受けたとき(最後の2次マニフェスト*のD、E票の返送を受けた時)から10日以内に、E票を排出事業者に返送する*
*1 2次マニフェスト: 中間処理業者が最終処分等を委託する際に交付するマニフェスト
 *2 排出事業者がマニフェストを交付した日から180日以内であること

①A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)
 排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。

②A票
 収集運搬業者は、「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の氏名)のサイン又は押印、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A票を排出事業者に戻す。

③B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)
 収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに最終処分(再生を含む)業者に渡す。

④B1、B2票
 最終処分(再生を含む)業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

⑤B2票
 収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に返送する。

⑥C2票 (処分終了時: 最終処分終了確認時と同じ)
 最終処分(再生を含む)業者は、処分終了後、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄、「最終処分終了日」欄、「最終処分を行った場所」欄に各々必要事項を記入し、処分終了後10日以内に、C2票を収集運搬業者に返送する。

⑦D、E票 (最終処分終了確認時)
 最終処分(再生を含む)業者は処分終了後10日以内に、D票とともにE票を排出事業者に返送し、C1票を自らの控えとして保存する。

マニフェストの流れ (中間処理業者に委託する場合)

マニフェストの流れ (3) 収集運搬業者1社で最終処分業者、再生業者に直接委託する場合

注) ()内は当該伝票の保存場所を示す

①A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)
 排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。

②A票
 収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、A票を排出事業者に戻す。

③B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)
 収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに最終処分(再生を含む)業者に渡す。

④B1、B2票
 最終処分(再生を含む)業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

⑤B2票
 収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に返送する。

⑥C2票 (処分終了時: 最終処分終了確認時と同じ)
 最終処分(再生を含む)業者は、処分終了後、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄、「最終処分終了日」欄、「最終処分を行った場所」欄に各々必要事項を記入し、処分終了後10日以内に、C2票を収集運搬業者に返送する。

⑦D、E票 (最終処分終了確認時)
 最終処分(再生を含む)業者は処分終了後10日以内に、D票とともにE票を排出事業者に返送し、C1票を自らの控えとして保存する。

①A、B1、B2、C1、C2、D、E票 (排出時)
 排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。

②A票
 収集運搬業者は、「運搬の受託(1)」欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の氏名)のサイン又は押印、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A票を排出事業者に戻す。

③B1、B2、C1、C2、D、E票 (引渡時)
 収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E票の「運搬の受託(1)」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに最終処分(再生を含む)業者に渡す。

④B1、B2票
 最終処分(再生を含む)業者は、B1、B2、C1、C2、D、E票の「処分の受託(受領)」欄に受領日及び処分受託者(会社)名を記入の上サイン又は押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

⑤B2票
 収集運搬業者は、B1票を自らの控えとして保存するとともに、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に返送する。

⑥C2票 (処分終了時: 最終処分終了確認時と同じ)
 最終処分(再生を含む)業者は、処分終了後、C1、C2、D、E票の「処分の受託(処分)」欄、「最終処分終了日」欄、「最終処分を行った場所」欄に各々必要事項を記入し、処分終了後10日以内に、C2票を収集運搬業者に返送する。

⑦D、E票 (最終処分終了確認時)
 最終処分(再生を含む)業者は処分終了後10日以内に、D票とともにE票を排出事業者に返送し、C1票を自らの控えとして保存する。

マニフェストの流れ (最終処分業者、再生業者に委託する場合)

(出典: 建設系廃棄物マニフェストのしくみ、建設マニフェスト販売センター)

③マニフェストが返送されない場合の措置

以下の場合、これより 30 日以内に、法定様式（措置内容等報告書）を用いて県政令市に報告しなければなりません。

- ・ 90 日（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日）を過ぎても B2 票、D 票が返送されない場合
- ・ 180 日を過ぎても E 票が返送されない場合
- ・ 返送されたマニフェストに記載の不備などがある場合

（■資料 4 措置内容等報告書）

④電子マニフェスト

電子マニフェストを使用する場合は、廃棄物処理法に定める指定機関「情報処理センター」（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）の運用する JWNET に登録しなければなりません。

(5) 委託時の留意事項

①県外廃棄物の事前協議

県外の処分施設に搬出する場合、県政令市によっては条例等により、県外からの産業廃棄物の搬入について事前協議制度を設けている場合があります。このような場合、処理業者の協力のもとに事前の届出などの手続きを実施しなければなりません。

②専ら物（もっぱら物）

もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を「専ら物」といいます。これを取り扱う業者（専ら物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行う者を含む）について、処理業の許可が不要とされています。また、マニフェストの交付も不要とされています。

（[環境適発第 2302031 号](#)、[環境規発第 2302031 号](#)、令和 5 年 2 月）

3-4 処理実績等の報告

- (1) 排出事業者は、マニフェストの交付実績（年度実績）を県政令市に報告しなければなりません。
 (2) 多量排出事業者に該当する場合は、処理計画及び処理実績を県政令市に報告しなければなりません。

【 解 説 】

(1) マニフェスト交付実績の報告

排出事業者は、県政令市ごとの（工事現場における）マニフェストの交付実績（3月末までの年度実績）を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」に取りまとめ、6月末までに報告しなければなりません。具体的には県政令市のホームページを参照してください。なお、電子マニフェストを用いた場合は、報告は不要となります。

(2) 多量排出事業者としての報告

県政令市ごとの（工事現場における）産業廃棄物の発生量の合計（年度実績）が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）となる場合は、当該県政令市における多量排出事業者に該当することになります。多量排出事業者は、以下の処理計画を策定し、前年度の実績と併せて6月末までに県政令市に報告しなければなりません。報告様式等の具体的な内容については、それぞれの県政令市のホームページを参照してください。

- ・産業廃棄物処理計画書（様式第二号の八）
- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号の九）

なお、報告の不実施は罰則（過料：20万円以下）の対象となります。

●●トラブル事例●●

●委託基準違反

- ビル解体工事で発生した石綿の処分を知り合いの建設業者（処理業の許可なし）に委託。山林への不法投棄が発覚し、委託者、受託者ともに逮捕。
- 家屋解体工事で発生した廃棄物の処分を無許可の者（投棄禁止で逮捕済）に委託したとして、委託基準違反で逮捕
- 家屋解体工事で発生した廃棄物の処分を無許可の者（許可の無いことを知りながら）に委託したとして、委託基準違反で逮捕
- 店舗改修工事で発生した内装材を無許可の廃品回収業者（公園に投棄して逮捕）に委託したとして、委託基準違反で送検

●マニフェストの不交付等

- 公共工事で虚偽のマニフェストを交付したとして、工事担当者が送検された。（虚偽管理票交付）
- 産廃業者の不法投棄事件に関連して、マニフェストの交付を怠り、空白のマニフェストをまとめて処理業者に渡していた建設業者の職員が送検された。

●引受け禁止違反

- 平成22年の法改正により、マニフェストの交付を受けないで産業廃棄物を引き受けた処理業者にも罰則が科されることになった（引受け禁止違反）が、これに伴い、交通検問でマニフェストを携行していない収集運搬車が発見され、この処理業者の受入プラントが事業停止処分を受けた。

建設現場従事者の 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=18>